

## 船舶事故調査報告書

令和7年12月17日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年11月17日 17時50分頃
発生場所	熊本県宇土市赤瀬漁港北西方沖（島原湾） 赤瀬港沖防波堤北灯台から真方位316° 1.0海里（M）付近 （概位 北緯32° 40.4′ 東経130° 29.9′）
事故の概要	プレジャーボートJANEIYOは、航行中、養殖施設に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年11月22日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート JANEIYO、22トン（長さ14.28m）
船舶番号、船舶所有者等	144584、株式会社ネプチューン
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	本船 プロペラボスの脱落 養殖施設 枠網等の破断
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 5、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 上げ潮の中央期 日没時刻：17時16分頃
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者5人を乗せ、長崎県島原市島原港を出航し、宇土市所在のマリーナに向けて帰航を開始した。</p> <p>船長は、日没後の薄明時、GPSプロッター及びレーダーを作動させ、目視及びレーダーで見張りをを行いながら、手動操舵で操船に当たり、本船を南東進させた。</p> <p>島原港からマリーナまでの航程の途中には、一定期間のり養殖施設が設置される海域（以下「本件養殖区画」という。）があり、本事故当時、本件養殖区画に養殖施設が設置されていた。</p> <p>船長は、本件養殖区画の存在は知っており、また、本船のGPSプロッターの地形図には本件養殖区画を示す線が表示されていた。</p> <p>船長は、のり養殖が行われない夏季に島原港から本件養殖区画内を航行してマリーナに帰航した際のGPSプロッターの航跡に沿って操船していたところ、本船は、養殖施設に乗り揚げ、推進器にのり網固定用の枠網等が絡んで停止した。</p> <p>（図1 参照）</p>

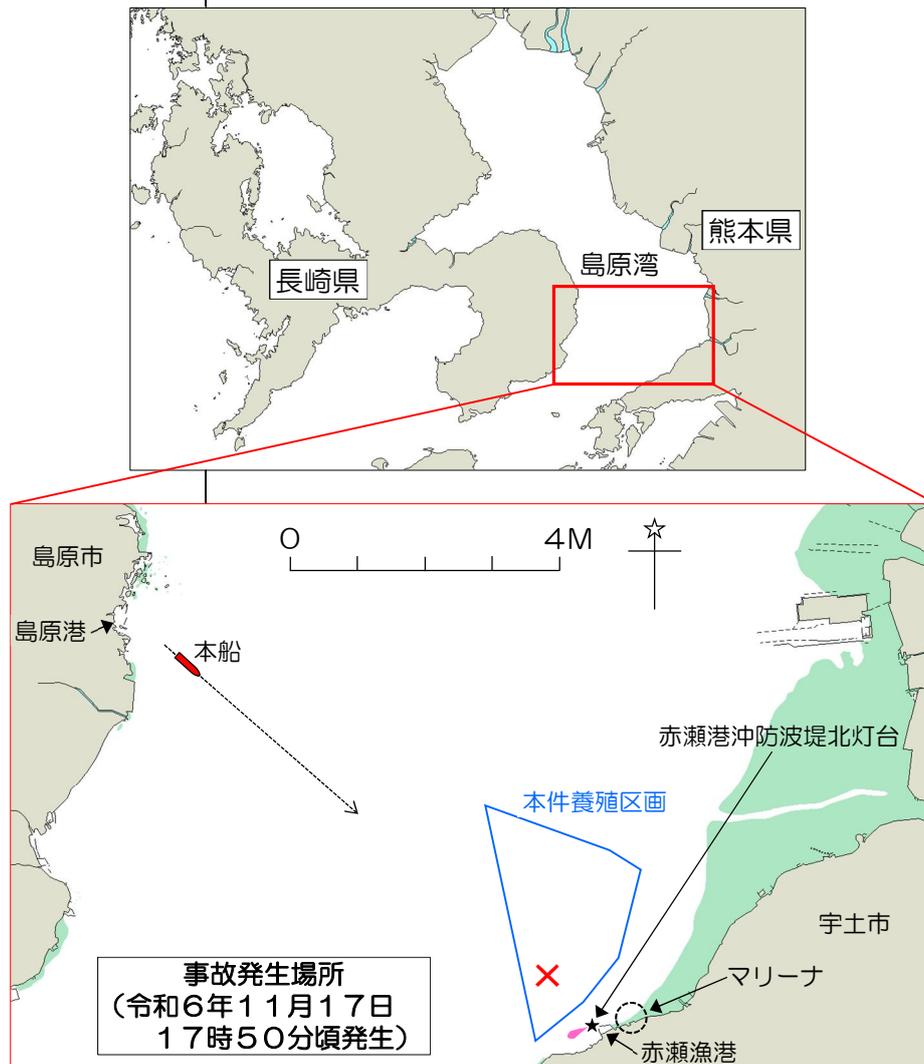


図1 事故発生場所概略図

船長は、周囲を確認して本船が養殖施設に乗り揚げたことに気付き、携帯電話でマリーナに連絡して救助を求め、マリーナの担当者が118番通報を行った。

本船の乗船者は、熊本県水難救済会所属船によって全員救助され、本船は、マリーナ所属船等によって養殖施設から引き出された後、マリーナまでえい航された。

熊本県漁業協同組合連合会のウェブサイト<sup>\*1</sup>には、本件養殖区画を含んだのり養殖漁場図が掲載され、同図には養殖施設の設置期間（10月20日から4月15日まで）が示されていた。

本件養殖区画には、養殖施設と共に同施設の周囲に黄色の簡易標識（灯光：黄色）が複数設置されていた。

<b>分析</b>	船長は、本事故当時はまだ本件養殖区画に養殖施設が設置されていない期間と思ったことから、水路調査を行っておらず、養殖が行われ
-----------	---

<sup>\*1</sup> “熊本県有明海のり養殖漁場図”. 熊本県漁業協同組合連合会. <http://www.jf-kumamoto.com/>

	<p>ない夏季に本件養殖区画内を航行した際のGPSプロッターの航跡に沿うように操船して本件養殖区画内に入り、本船が養殖施設に乗り揚げたものと考えられるが、船長から必要な情報が得られず、同航跡に沿うように操船して本件養殖区画内に入った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、養殖が行われていない夏季における島原港からマリーナまでの自船の航跡がGPSプロッターに残っていたことから、同航跡に沿って操船すれば安全と思い、水路調査を行っていなかった可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、日没後の薄明時、目視及びレーダーで見張りを行っていた際、波高約1mの波が立っており、本件養殖区画に設置された簡易標識が波間に隠れたり、簡易標識のレーダー映像が波の映像に紛れたりして簡易標識が確認しづらい状況となっていたことから、簡易標識に気付かなかった可能性があると考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、日没後の薄明時、波高が約1mある中、本船が、航行中、船長が水路調査を行っていなかったため、本件養殖区画内の養殖施設に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長が、水路調査を行っていなかったのは、養殖が行われていない夏季における島原港からマリーナまでの自船の航跡がGPSプロッターに残っていたことから、同航跡に沿って操船すれば安全と思っていた可能性があると考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、航行予定海域に一定期間養殖施設が設置される海域がある場合、事前に漁業協同組合等のウェブサイト参照するなどして養殖施設の設置時期を確認すること。</li> </ul>